

令和2年11月17日

三重県立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1 基本的な考え方

高等学校入学者選抜を実施するに当たっては、検査会場における新型コロナウイルスに対する感染症対策を徹底するとともに、受検者が感染またはその疑いがあることにより受検できなくなってしまう場合に備え、追検査や追々検査による受検機会を確保することにより、受検者が安心して受検に臨める環境を整える必要があります。

このことをふまえ、令和3年度高等学校入学者選抜は、令和2年9月4日付け三重県教育委員会「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、令和2年9月3日付け文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～ver. 4」及び令和2年10月15日付け三重県「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 6」を基に作成した本ガイドラインに則って実施します。

なお、今後、新たな感染拡大や上記のガイドライン、マニュアル、指針の改定等があった場合には、本ガイドラインの内容について検討し、必要な修正等を行うこととします。

2 検査が受けられない場合の措置

新型コロナウイルスの感染等により検査が受けられない場合については、以下のように対応します。

(1) 検査を受検できない者

次のア～カのいずれかに該当する受検者は、当日の検査を受検することができない。

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査日までに医師から治癒したと診断されていない者

イ 保健所から濃厚接触者と特定され、自宅待機の期間にある者

ウ 保健所から接触者と特定され、PCR検査で陰性と判定されていない者

エ 在籍する中学校等で感染者が確認され、濃厚接触者及び接触者でないことを、保健所から確定されていない者

オ 検査当日に、受検者が提出する「令和3年度三重県立高等学校入学者選抜健康状態確認票」におけるチェックリストで、A欄で1項目以上、またはB欄で2項目以上、該当する項目がある者

カ 海外に居住する者で、検査の14日前までに帰国できなかった者

<チェックリスト>

	確認項目
A	発熱の症状がある（37.5℃以上）
	息苦しさ（呼吸困難）がある
	強いだるさ（倦怠感）がある
B	味を感じない（味覚障害がある）
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）

咳の症状が続いている
咽頭痛が続いている
下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）
過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、または、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触（1m程度以内で15分以上接触）がある

(2) 前期選抜等が受検できなかった場合の措置

- ① 2月3日、4日に受検できなかった場合
→ 2月10日の追検査を受検
- ② 2月10日の追検査を受検できなかった場合
→ 前期選抜で入学定員の100%を募集する学校、学科・コース（全日制課程7校7学科・コース）の志願者のみ、2月18日に実施する追々検査を受検
→ その他の学校、学科・コースの前期選抜等については追々検査は実施しないので、改めて後期選抜を志願

(3) 後期選抜が受検できなかった場合の措置

- ① 3月10日に受検できなかった場合
→ 3月23日の追検査を受検
※ 追検査を受検する者は、再募集を受検することができない。（通信制課程の再募集は除く）
- ② 3月23日の追検査を受検できなかった場合
→ 3月29日の追々検査を受検
※ 追々検査を受検する者は、夜間定時制課程の追加募集を受検することができない。

(4) 追々検査を受検できる者

追々検査を受検できる者は、次のア～エのいずれかに該当する者とする。

- ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した者で、各選抜及びその追検査を受検できなかった者
- イ 保健所から濃厚接触者と特定され自宅待機の期間にある者で、各選抜及びその追検査を受検できなかった者
- ウ 海外に居住する者で、検査の14日前までに帰国できず、各選抜及びその追検査を受検できなかった者
- エ その他、新型コロナウイルス感染症に関連して、各選抜及びその追検査を受検できなかった者のうち、県教育委員会が認めた者

3 検査会場の管理体制等の構築

(1) 事前の準備

- ① 検査室
検査室は、机間の距離を1m程度確保するとともに、可能な限り受検者を減らすよう工夫して実施すること。

② マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査会場内におけるマスクの着用を義務づけること。感覚過敏や皮膚の病気等でマスクが着用できない受検者については、出願時まで申し出があった場合は、体調不良者のための別室Ⅰにおいて受検させること。(令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項P3、Ⅰ第1①(5)参照)

マスクの紐が切れた場合などについては、学校でマスクの提供を行うこと。また、検査会場内の受付や検査室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

なお、マスクについては受検者が持参するよう周知するが、予備のマスクや速乾性アルコール製剤については、各学校で準備しておくこと。

③ 監督者等の体調管理等

当日業務に携わる監督者等については、体調管理に努めるよう要請し、体調不良等を訴える者がいた場合に備え、予備の監督者等を確保しておくこと。

④ 別室の確保とその対象者

チェックリストのB欄で1項目該当がある受検者が受検を希望する場合に備え、通常の体調不良者のための別室Ⅰとは別の別室Ⅱを確保しておくこと。いずれの別室も、2m以上の机間の距離を確保して座席配置を行うこととし、受検者と監督者との距離を2m以上(解答回収等の際にはこの限りではない)確保すること。また、監督者は、使い捨てのビニール手袋を1科目終了するごとに交換して使用するとともに、受検者には、別室の入口に速乾性アルコール製剤を配置して入退室時の手指消毒を徹底すること。

なお、使い捨てのビニール手袋については、全ての学校へ新たに配付を予定している。

⑤ 検査会場の清掃・消毒

例年実施している検査会場の準備のための清掃に加え、日常行っている消毒を実施すること。

⑥ 面接、実技検査等の実施

面接については、受検者と面接官との距離を2m以上確保して、受検者と面接官ともにマスクをしたままで実施すること。集団面接の場合は、受検者が対面しないよう配置し、受検者どうしの距離を1m以上確保すること。

実技検査については、剣道、柔道などの実技検査や、自己表現での発声を伴う歌唱などについては、接触や大声を伴わない方法を工夫して実施すること。受検者と検査官は、ともにマスクをして実施することを基本とするが、マスクをすることが難しい検査については、フェイスシールドの着用や受検者間及び検査官との距離を2m以上確保する等の方法で、感染防止に努めること。

⑦ 検査室への入場方法、退出方法の工夫

入場時には一定間隔を確保して入場させるなど、入場時の密集を避けるための工夫を行うこと。また、退出時には一斉退出とならないよう、退出の順番を決めておく、一定間隔を確保して退場させるなどの工夫を行うこと。

⑧ 休憩時間における密集の回避

学力検査の休憩時間に廊下に受検者が密集しないよう、以下のいずれかの方法を実施すること。

- ・ 休憩時間も検査室を開放する。
- ・ 各検査室の間に、空き教室をつくる。

なお、これまでは「三重県立高等学校入学者選抜実施細目」で、休憩時間や

問題の配付の際には受検者を一旦検査室から退出させることとしてきたが、今年度については、休憩時間に検査室内で待機させることや、受検者を着席させた状態で問題配付を行うこともできるようにする。

⑨ トイレの使用

できるだけ多くのトイレを使用できるようにするとともに、トイレ内の換気に注意を払うこと。また、トイレの入口に、密集を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。

⑩ 引率教員等に対する感染症対策の要請

引率教員や、受検者への付き添い者が検査会場内の控室で待機する場合も、来校者の記録を残すとともに、受検者と同等の感染症対策を講じること。また、控室においても換気などの感染症対策を講じること。

⑪ 受付時間の変更

検査当日の朝に、検査会場で全ての受検者に対して検温を行うことから、前期選抜等については、必要に応じて受付の開始時間を早め、各学校が受検者に周知すること。後期選抜については、受付の開始時間を8時30分から8時20分に変更することを、県教育委員会から市町等教育委員会等を通じて受検者へ周知する。

なお、受付開始時間は、当日の受検者の集合状況などに応じて、学校の判断で早めることも可とする。

⑫ 追検査の準備

病気等やむを得ない理由によって検査の一部またはすべてを受けられなかった者で、追検査を希望する者については、「追検査受検の理由を証明する書類」として、医師の診断書や「宿泊・自宅療養証明書」、または中学校長の意見書（今年度に限り可）を、受検の手続の際に提出させ、各学校で内容を確認すること。

⑬ 追々検査の準備

「追々検査受検の理由を証明する書類」として、医師の診断書や「宿泊・自宅療養証明書」、または中学校長の意見書（今年度に限り可）を、受検の手続の際に提出させ、各学校で内容を確認すること。

検査内容については、原則として、受検できなかった各選抜の検査内容と同様に実施することとするが、実施が難しい場合には各学校で検査内容を決定し、受検者に通知すること。

合格（内定）の発表（通知）については、受検日の翌日とする。

なお、学力検査問題については、県教育委員会が作成する。

⑭ 校内で感染者が確認された場合の対応

各選抜及び検査等の直前に、校内の生徒及び教職員でPCR検査の対象者や濃厚接触者が確認された場合には、至急キャリア教育班へ連絡すること。

(2) 検査当日

① マスクの着用

検査会場内では、昼食時や一部の実技検査を除き、マスクの着用を義務づけること。感覚過敏や皮膚の病気等でマスクが着用できない受検者については、別室Ⅰにおいて受検させること。

② 本人確認

検査開始前に行う本人確認は、マスクを一時的に外すことも可とする。

③ 検査開始前の体調の確認

検査室や体育館で集合する前に受付場所を設置し、全ての受検者に対して非接触体温計やサーモグラフィーによる検温と、健康状態確認票を回収し、チェックリストの確認結果を確認するとともに、手指消毒を行わせること。検温の結果、37.5℃以上の発熱がある者については、接触型の体温計で改めて検温を行い再確認すること。

チェックリストで、A欄で1項目以上、またはB欄で2項目以上、該当する項目がある者については、追検査を受検するよう説明するとともに、中学校等へ連絡したうえで帰宅させること。B欄で1項目の該当がある者については、追検査を希望する場合には追検査が受検できること、当日の検査を希望する場合には別室Ⅱで受検することができることを説明すること。

なお、非接触型の体温計については、昨年度の志願者の実績をもとに、受検者20人につき1台の割合で、現在各学校にあるものの他に必要数を新たに配付する予定をしている。また、健康状態確認票を忘れてきた受検者については、各学校が用意した予備の確認票を、受付で受検者が記入して提出させること。

④ 検査中の体調不良者への対応

検査中に受検者から体調不良の申し出があった場合には、検温を行うとともに、チェックリストを確認し、該当項目がなく受検を希望する者については、別室Ⅰで受検させること。

なお、検査中に明らかに激しい咳を何度もしているなど、監督者が当該受検者の症状が他の受検者に影響があると判断できる場合には、本部に連絡したうえで、当該受検者の受検を中断し、体調不良の申し出があった場合と同様に対応すること。

別室で受検させる者については、集団面接や実技検査についても個別での実施も合わせて検討すること。

⑤ 監督者等の検温と体調不良者への対応

当日検査業務に携わる監督者等についても自宅で検温を実施し、チェックリストで該当項目が1つでもある場合は、予備の監督者等と交代すること。

⑥ 海外に居住する者への確認

海外に居住する者については、各選抜の検査当日に入国後14日間を経過していること（該当者にはあらかじめ県教育委員会から説明を行う）としている。このため、入国日を確認する必要があることから、各学校は受検者が持参するパスポートのコピーを検査当日までに確認すること。

⑦ 換気の実施

学力検査については1科目終了ごとに、その他の検査についてはおよそ1時間ごとに、10分程度換気を行うこと。

⑧ 休憩時間や昼食時の対応

休憩時間や昼食時には、他者との接触、会話を極力控えるよう周知すること。

⑨ 検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、校内にマスクを廃棄しないこと、寄り道等はせずに帰宅すること、帰宅後はまず手洗いや顔を洗うことについて、受検者に周知すること。

(3) 検査終了後

① 検査室等の消毒

スクールサポートスタッフ等により、受検者が手を触れた場所（ドアノブ、手すりなど）の消毒を行うこと。検査が2日間にわたる場合には検査日ごとに消毒を行うこと。別室（Ⅰ、Ⅱともに）については、使用した机や椅子についても消毒を行うこと。

なお、消毒作業がスクールサポートスタッフの通常の勤務時間内で実施できない場合には、キャリア教育班と相談のうえ、スクールサポートスタッフの勤務時間の延長や新たに消毒を行う者を雇用することができる。

4 受検者に対する要請事項

検査会場における感染を防止し、受検者が安心して受検できる環境を確保していくため、あらかじめ県教育委員会が、市町等教育委員会等を通じて別紙を受検者に配付します。